



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第94回 専守防衛と18防衛大綱の矛盾

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)

1 この数年、憲法9条については、集団的自衛権問題を中心に議論されてきた。しかし、その前提としての個別の自衛権、特に我が国が憲法上許される防衛政策として掲げている専守防衛についての議論はやや等閑視されてきた。

2 防衛白書によれば、「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」とのことで、この記載は最新の2018年(平成30年版)に於いても維持されている。

この「専守防衛」は、以下のように、憲法9条2項の「戦力不保持」と「交戦権否認」が要求するものと考えると理解しやすい。

政府は、「戦力不保持」について「自衛のための必要最小限度のもの^{*1}」と解し、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器^{*2}を保有することは…許されない。」「他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い…」としている。

そして、「交戦権否認」^{*3}について「ここでいう交戦権とは…交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである…たとえば、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合…それは交戦権の行使とは別の観念のものである。」としている。

すなわち、「専守防衛」による防衛とは、9条2項の「戦力不保持」の許す範囲での組織と装備(実力)をもつてする、「交戦権否認」の許す範囲内での実力行使による、限定的な自衛権行使であると言える。

たとえば米国等が行う自衛権行使・自衛戦争の際にには、相手国(侵略国)の領土に逆侵攻^{*4}して相手軍の脅威を除去することは必ずしも違法でない。しかし、自衛隊が行うのは「自衛戦争」ではなく専守防衛とし

ての「必要最小限度の実力行使」であるため、自衛権行使の際、相手国兵士の殺傷や、その基地・兵器の破壊に於いても、「正当防衛または緊急避難」としての正当化^{*5}が必要となる。このような解釈からすれば、自衛隊は、相手国領土の敵基地の攻撃は例外的極限事例を除き原則として許されず、また、退却する相手国の軍隊を追撃して無力化することも、相手国の再攻撃の意思が無い場合には許されないと解するべき^{*6}である。

3 ところが、政府は、日米同盟のグローバル化をうたう2015年日米ガイドライン改訂を受けたいわゆる「30大綱」ないし「18大綱」(「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」)に於いて、自衛隊の飛躍的な能力拡大を予定している。すなわち、①サイバー部隊新設、②電磁波作戦部隊、③「いずも」「かが」空母化とF-35B導入、④イージス・アショア導入、⑤機動展開部隊の強化、⑥水陸両用部隊の強化である。

③「いずも」「かが」の空母化とステルス機からのスタンドオフ攻撃能力^{*7}は、相手国にとっては迎撃困難と言わざるを得ず、②迎撃レーダーを無力化する電子戦機EA-18G グラウラーの導入と合わせれば、自衛隊は本格的な敵基地攻撃能力を獲得することになる。⑤⑥は、離島防衛や奪回用とされているが、海外派兵に容易に転化可能である。④についても、そのミサイルの射程範囲は2000kmに及び、優に周辺国領土領空に及んでいる。

このような自衛隊の行動範囲と射程距離の飛躍的な拡大は、自衛隊の能力に質的な変化をもたらすもので、政府憲法解釈の「自衛のための必要最小限度の実力」や「軍事大国とならないとの基本理念」と整合するものか、疑問と言わざるを得ない。

また、専守防衛を超える実力を保持する場合、有事に「専守防衛を逸脱するか」の選択肢が事实上生じ、その選択に対する政治外交的・道義的責任を負うこととなりかねない。我が国は「同盟国等の要請を拒否して専守防衛に留まる」選択と、その選択に伴う責任を負えるのだろうか?

* 1: 「戦力不保持」については、完全非武装、近代的戦力を持ってない、との解釈もある。本稿は政府解釈を全面的に支持するものではない。

* 2: 「例えば、大陸間弾道ミサイル (ICBM: Intercontinental Ballistic Missile)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されない」とのことである。

* 3: 交戦権否認条項が、制定時にどのように考えられていたかは難問である。

* 4: 自衛権行使に当たっても必要性・相当性の制約は一応ある。

* 5: この正当化に失敗した場合、違憲違法な実力行使によって生じた敵味方の損害について国賠法上の責任が生じうると思われる。講和条約で個人の請求権を遮断することの可否は、微用工訴訟等を参照。

* 6: 技術的・実力的に相手国を圧倒している場合でないと、現実問題としては困難もある。また、このように防衛行動を縛る解釈を事前開示することは、紛争発生時に戦術的に不利となるため明らかにできないようである。

* 7: 相手の迎撃範囲外から、長射程巡航ミサイルで一方的に攻撃する能力。